

熊監発第 144 号
平成 23 年 8 月 5 日

請求人代表者

A 様

熊本市監査委員

税 所 史 熙

田 尻 清 輝

安 藤 經 孝

坂 本 邦 彦

熊本市職員措置請求について（通知）

平成 23 年 6 月 9 日に提出された標記の請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 23 年 6 月 16 日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

力合第6 薄場公民館（以下「公民館」という。）は、過去12年間にわたって虚偽の内容を記載した申請を行い、熊本市地域公民館運営費補助金900,000（75,000円×12回）の一部を不当に受け取っていた。

このうち、平成22年度の公民館に対する熊本市地域公民館運営費補助金（以下「本件補助金」という。）については、補助金交付申請を行なう際に提出された、平成22年度力合第6 薄場公民館会計予算書（以下「公民館予算書」という。）の収入欄には力合第6 町内自治会（以下「自治会」という。）からの公民館運営費助成金350,000円が記載されている。しかしながら、同助成金は平成22年度薄場町自治会公民館予算書（以下「自治会公民館予算書」という。）の支出欄に記載されていないため、公民館には支出されないこととなる。したがって、公民館予算書の事業費は虚偽の記載となることから、本件補助金75,000円のうち事業費から算定される事業割27,000円については不当な公金の支出となるため、熊本市長に対して返還を求める。

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容を勘案し、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件補助金の公益性について
- (2) 本件補助金の算定について
- (3) 本件補助金の使途について

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法など

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成23年6月27日に本件補助金を所管する下記職員から事情聴取を行った。

熊本市市民生活局長、地域づくり推進課長、その他職員

(2) 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、公民館長及び自治会長に関係資料の提出を求め、調査を行った。

(3) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令並びに裁判例な

どを参照した。

第3 監査の結果

1 主文

本件監査請求については、請求人の請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 本件補助金の概要について

本件補助金は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の運営費の一部を補助するものであり、熊本市補助金等交付規則(以下「補助規則」という。)及び熊本市地域公民館運営費補助実施要綱(以下「補助要綱」という。)に基づき、地域づくり推進課に届出がなされている地域公民館に対して交付されている。

(2) 本件補助金の規程について

補助要綱は、昭和50年9月1日に制定し、その後、数度にわたり改正されているが、平成22年4月1日時点の補助要綱は次のとおりとなっている。(抜粋)

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体は、地域における自主的活動の場として、活発な活動運営が期待される地域公民館で、地域公民館要綱に該当し、地域づくり推進課に届出がなされているものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、当該年度の5月末日までに地域づくり推進課に提出しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 役員名簿
- (4) その他

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1館につき、150千円以内とし、積算については別表に定めるものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、申請により概算交付できるものとする。ただし、次条第1号に掲げる場合は、3月に確定交付する。

(年度中途の結成)

第6条 年度中途に第2条に該当した場合の当該年度補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 9月末日までに結成した場合は、年額の2分の1を補助額とする。

(2) 10月以降に結成した場合は、次年度から補助対象とする。

(年度中途の解散)

第7条 当該年度の9月末日までに解散された地域公民館については、第2条の規定にかかわらず、補助の対象としない。

(実績報告)

第8条 補助金を受けた者は、補助金実績報告書に次の書類を添えて、事業終了後2箇月以内に地域づくり推進課に提出しなければならない。

(1) 決算書

(2) 事業報告書

(3) その他

別表(第4条関係)

項目	内容	最低額
条件	次の理由以外は前年度交付金額と同額とする。 1 校区代表館変更 2 町内分離による世帯数増減 3 公民館の解体・契約解除	40千円
積算内訳	1 均等割 1館につき 35千円 2 施設割 1館につき 20千円 3 校区代表館 1館につき 10千円 4 世帯割 1世帯につき 20円 5 事業割補助対象事業費の 1.912%を乗じて限度額 30千円	
算定基礎	1 施設割 維持管理が地域公民館であるもの、又は賃貸契約が結ばれており公民館活動専用施設であるものとする。 2 世帯割 報告世帯数と自治会加入世帯数の少ない数を対象世帯数とする。ただし、自治会制度でない地区は報告世帯数と行政区加入世帯数の少ない数を対象世帯数とする。 3 補助対象事業費 地域公民館の当該年度の当初予算額から、特別維持管理経費及び予備費を除いた額を対象とする。	

備考 地域公民館結成初年度は40千円とする。
ただし、次年度からは上記の積算により交付金額を決定する。

(3) 本件補助金の支出について

措置請求書には、過去 12 年間にわたって虚偽の申請により不正に補助金を受け取っていたと記載されているが、請求人が返還を求めているのは平成 22 年度分のみである。また、地方自治法第 242 条第 2 項では「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定されており、平成 21 年度以前に支出された補助金は監査請求期間を徒過していることから、平成 22 年度に支出した補助金 75,000 円について監査することとする。

ア 本件補助金の支出状況

本件補助金は、地域づくり推進課から 75,000 円支出されており、その予算科目は（款）総務費（項）自治振興費（目）自治振興費（節）負担金、補助及び交付金となっている。

イ 本件補助金の支出に係る経緯

平成 22 年 4 月 1 日	公民館から補助金の交付申請
” 4 月 1 日	熊本市が補助金の交付を決定
” 9 月 29 日	公民館から補助金の概算交付申請
” 9 月 29 日	熊本市が補助金の概算交付を決定
” 10 月 5 日	熊本市が概算交付（補助金の支出）
平成 23 年 3 月 31 日	公民館から実績報告書の提出

本件補助金の交付申請書に添付された公民館予算書によれば、収入、支出予算ともに 425,120 円となっており、収入の主な内訳は熊本市補助金 75,000 円、自治会助成金 350,000 円となっている。

ウ 本件補助金の実績報告

公民館長から提出された平成 22 年度本件補助金の実績報告に添付された平成 22 年度公民館決算書によれば、収入が 425,120 円、支出が 428,287 円となっている。収入の内訳は、熊本市補助金 75,000 円、自治会助成金 350,000 円、前年度繰越金 120 円となっており、支出の内訳は、事務費として会議費 5,381 円、消耗品印刷費 16,406 円、負担金及び分担金 9,500 円、事業費として公民館主催事業費 355,000 円、他団体事業補助等 20,000 円、研修費 22,000 円となっている。

また、公民館長及び自治会長に対して、平成 22 年度の公民館決算に係る帳簿、領収書などの提出を求め、その内容を照合したところ計数は一致していた。

3 判断

(1) 本件補助金の公益性について

地方公共団体の補助金について、地方自治法は、第 232 条の 2 で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることがで

きる。」と規定している。

そこで、本件補助金の支出が「公益上必要がある場合」に該当するか否かについて検討してみる。

本件補助金は、熊本市第6次総合計画基本計画に基づく、自主自立の地域づくりの推進のための政策の一つである地域公民館の整備・運営の支援事業に位置付けられており、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図ることを目的としている。

また、公民館では地域づくりや社会教育振興などを目的とした各種活動を実施しており、その運営費の一部を補助するということは熊本市の行政目的に資するものであると認められることから、公益上必要がある場合に該当する。

よって、本件補助金の支出については適正であると認められる。

(2) 本件補助金の算定について

補助金額の算定については、補助要綱第4条の別表において、「校区代表館変更」「町内分離による世帯数増減」「公民館の解体・契約解除」のいずれかの事由に該当する場合は、均等割、施設割、校区代表館、世帯割及び事業割などによって算定することとなっているが、それ以外は前年度交付金額と同額とすると規定されている。

これによれば、公民館は平成22年度の補助申請の時点で、前述した3つの事由に該当しないことから、平成22年度の補助金の額は、事業費の増減にかかわらず平成21年度と同額の75,000円となる。

よって、補助金額は補助要綱どおり算定されていることとなり、不当な公金の支出ということはいできない。

(3) 本件補助金の使途について

補助金の使途については、校区市民の集い事業費補助20,000円、役員研修経費22,000円、コピー用紙等消耗品代16,406円、敬老会事業(50,000円)や子供会事業(50,000円)などの各部活動費355,000円となっており、いずれも補助の目的に合致したものと認められることから、適正であると認められる。

(4) 本件補助金の申請内容が虚偽であるか否かについて

請求人は、公民館予算書の収入欄に記載されている、自治会からの公民館運営費助成金350,000円が、自治会公民館予算書の支出欄に記載されていないことから、公民館予算書には虚偽の記載があり、それをもとに支出された補助金は、不当な公金の支出と主張する。

しかし、請求人が不当な支出の根拠とする自治会公民館予算書は、収入欄には公民館の収入である本件補助金75,000円や自治会の収入である町費などを併せて計上し、支出欄には公民館及び自治会の各種事業費を合算して計上するなど、自治会と公民館の会計を統合して作成されている。また、実際の経理処理につい

ては、公民館事業である各部活動費 355,000 円が自治会の財源から負担されているなど、実質的には自治会から公民館に 350,000 円を超える財政的援助が行なわれている。

以上のことからして、本件補助金の申請内容が虚偽であるとはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断したので、本件補助金の支出については、不当な公金の支出とは認められず、主文のとおりとする。